

○文部省告示第四十七号

学校教育法施行規則第一百五十四条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

昭和二十三年五月三十一日

文部大臣 森戸 辰男

- 一 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第一学年を修了した者
- 二 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第一学年を修了した者
- 三 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第一学年を修了した者
- 四 師範学校本科（昭和十八年勅令第九号施行以前のものを除く。）又は青年師範学校の第一学年を修了した者及び師範学校予科において四年の課程を修了した者
- 五 昭和十八年勅令第九号施行以前の師範学校の本科第一部第四学年又は本科第二部第一学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第一学年を修了した者
- 六 修業年限五年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第一学年を修了した者又は修業年限四年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第二学年を修了した者
- 七 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限五年の実業学校卒業程度を入学資格とする実

業学校専攻科の第一学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第二学年を修了した者

八 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校の第一学年を修了した者（昭和三十年三月三十一日までに修了した者に限る。）

九 従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第一学年を修了した者

十 朝鮮教育令、台湾教育令、在関東州及満洲国帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者

十一 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者

十二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百二十四号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

十三 専門学校の別科第一学年を修了した者、但し、中等学校（旧中等学校令第十九条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。

十四 東京盲学校師範部甲種音楽科第一部第一学年、同科第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校師範部技芸科第一部第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者

十五 各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者（昭和二十六年三月三十一日までの試験に合格した者に限る。）

十六 旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）による商船学校の席上課程三年修了者

十七 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び

旧海軍工作部（旧海軍工廠等という。以下同じ。）に設置した工員養成所において修業年限二年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限一年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限二年の高等科、修業年限一年の専修科若しくは補修科を修了した者

十八 旧運輸省設置法及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）による海員学校の高等科を卒業し、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海技大学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土

交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）による廃止前の独立行政法人海技  
大学校法（平成十一年法律第二百十二号）による独立行政法人海技大学校を含む。）の普通科 ▶ 課程  
を卒業した者（昭和五十年四月一日以降に当該課程に入学した者に限る。）

十九 独立行政法人海技教育機構法による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省組織令及び独立行政  
法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令  
による海員学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関す  
る法律による改正前の独立行政法人海員学校法による独立行政法人海員学校を含む。）の本科を卒  
業した者

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を  
有する者

二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有す  
る者

二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められて  
いるジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有  
する者

二十四 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、同国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア、同国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者

改正文 (昭和五九年六月三〇日文部省告示第九六号) 抄

昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月一一日文部省告示第一八一号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

改正文 (平成一三年三月二九日文部科学省告示第四〇号) 抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文（平成一七年九月九日文科省告示第一三五号）抄

平成十七年十二月一日から施行する。

改正文（平成一八年三月三十一日文科省告示第五五号）抄

平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文科省告示第一四六号）抄

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

改正文・附則（平成二二年六月二三日文科省告示第九〇号）抄

① 平成二十一年六月二十三日から施行する。

② この告示の施行前にヨーロッパ・カウンセセル・オブ・インターナショナル・スクールの認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者については、この告示による改正前の大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件第二十三号の規定は、なお効力を有する。

附則（平成二八年三月三十一日文科省告示第七六号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月三十一日 文部科学省告示第一二二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二一日 文部科学省告示第一九八号)

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年七月一日から適用する。

附 則 (令和四年二月二十五日 文部科学省告示第二〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日 文部科学省告示第五十号)

この告示は、公布の日から施行する。